

2多子第576号
令和2年6月29日

市内 認可保育園
小規模保育事業所
家庭的保育事業所
事業所内保育事業所
認定こども園
認証保育所
一時・定期利用保育
病児・病後児保育 ご利用の保護者の皆様

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

市内保育所等の登園自粛要請期間の終了について

日頃より、本市の子育て支援施策にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

この度、国の緊急事態宣言の解除より一ヶ月が経ち、東京都が定める「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」における「外出自粛、休業要請等の緩和措置」においてステップ3へ移行し、6月19日より休業要請も解除されたことから、6月30日までとしていた登園自粛要請を下記の通り7月1日付で解除いたします。4月からの長い期間、登園自粛に多大なるご協力をいただき誠に感謝申し上げます。引き続き、ご家庭でも新型コロナウイルス感染症対策をお願いいたします。

記

1 登園自粛期間の終了日

令和2年6月30日（火）

※ただし、ワクチン・治療薬が開発されるまでに、東京アラートの発動や事業者に対する休業の再要請が行われた場合は一部又は全部の施設で再び行動制限がかかる可能性があります。

※期間終了に伴い、保育料の日割計算（減額）も終了することから、7月以降については欠席の有無にかかわらず、保育料は月額（満額）となりますので、あらかじめご了承ください。

2 保護者様への感染拡大防止のための対策のお願い

(1) 新型コロナウイルス感染症で陽性と判定された場合

市内保育所内において、在園児または保育士等職員に感染者が発生した場合（検査に

より陽性と診断された場合)は、当該施設を臨時休園する場合がございます。(施設の消毒等の対応及び職員や子どもの健康観察期間が必要なため)。また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、集団保育の観点から当該園児の健康観察のため登園しないようお願いいたします。

(2) 登園に当たってのお願い

- ・保護者の方が登園前にお子さんの体温を計測してください。なお、お子さんに発熱や咳などの呼吸器症状がある場合は、お休みしていただきます。
- ・発熱した際は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園できません。
- ・お子さんが感染者の濃厚接触者に特定された場合は、濃厚接触者と最後に接触した日から起算して最大で14日間登園することができません。
- ・朝夕の特に送迎が集中する時間帯の混雑を避けるため、出退勤の時間を柔軟に変更できる方は、できる限り遅めの登園や早めの降園等にご協力ください。

3 新型コロナウイルス感染が疑われる方または症状が気になる方へ

感染症の予防に関することや、心配な症状が出てきたときの対応など、新型コロナウイルス感染症に関する内容は、以下の窓口にご相談ください。

■多摩市新型コロナウイルス感染症コールセンター

電 話：042-400-1612

対応時間：9時から17時まで(平日のみ)

■東京都 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

電 話：0570-550571 (ナビダイヤル) 日本語、英語、中国語、韓国語

対応時間：9時から22時まで(土、日、祝を含む)

問い合わせ

多摩市子ども青少年部子育て支援課
計画推進・保育担当

電話：042-338-6850